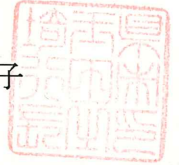


行 税 第1417号
令和8年 1月 7日

公益社団法人 行田法人会
会 長 清水 龍男 様

行田市長 行田 邦子



令和8年度税制改正に関する提言について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、令和7年11月12日付けでご提言のありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

令和8年度税制改正に関する提言（重点項目）の回答

I 税・財政改革のあり方

（1）物価高・低所得者対策

本市における物価高騰対策・低所得者支援については、これまでも物価高騰対応臨時特別給付金を活用しながら水道基本料の無償化やプレミアム付商品券の発行など、様々な施策を実施しております。

今後も、社会経済情勢等の動向を見極めつつ、日常生活などに影響し得る様々なケースを想定しながら、必要な方々に対して効果的に支援を実施してまいります。

（2）財政健全化

財政健全化へ向けては、これまでも地方債残高の削減や徹底的な経費の削減等に努めてまいりました。引き続き、本市を取り巻く状況を適切に把握しながら限られた財源を有効に活用し、財政健全化及び持続可能な財政運営に努めてまいります。

（3）行政改革

本市では、令和4年度から同6年度までの3年間を計画期間とする「行政集中改革プラン2022」に基づき、「新しい市役所の実現」に向けてデジタル化による業務の効率化や民間活力を活用した施策の推進、自主財源確保に係る取組の強化などを短期集中で行ってきました。その結果、3年間で約388,337千円の財政効果額を達成するなど、行財政改革において着実に成果を挙げてきたところです。

引き続き、絶えず変化する行政需要に的確に対応し、不断の行財政改革に努めてまいります。

（4）マイナンバー制度

マイナンバー制度は、行政事務の効率化に加え、国民の利便性を向上させるものでもあります。そのことを実感してもらうため、利用分野の拡大と手続の簡素化を図っていくことが重要と思われます。

市といたしましては、マイナンバーを活用した行政手続等の拡充により、住民の利便性向上を図るとともに、マイナンバー制度の正しい理解に向けた制度の周知に努めてまいります。

II 経済活性化と中小企業対策

本市においては、中小企業等経営強化法に基づく支援の一つとして、事業者から申請され、市が認定した先端設備等導入計画に基づき新規取得された償却資産について、3年間に限り固定資産税を軽減する特例を設けています。

今後も国や県の動向を踏まえつつ、経済活性化及び中小企業支援につながる税制措置を講じてまいります。

III 地方税関係

(1) 固定資産税の見直し

固定資産税は、市町村の重要な基幹税目であり、行政サービスを支える上で不可欠なものとなっていることから、安定的確保が望めます。

一方で、固定資産税は、総務大臣が定めた固定資産評価基準により評価しなければならないと定められており、土地の標準地価格からの所要の補正や家屋の評価方法など制度が複雑であることから、税負担の公平性や制度への信頼性を高める観点から、より納税者が分かりやすい制度への見直しが求められます。

固定資産税制度の見直しにつきましては、県内の市町村で構成する埼玉県市町村税務協議会を通じて、国に対し要望を行っているところでございます。

- ①商業地等の宅地の評価につきましては、その属する状況類似地区の標準宅地の鑑定評価額から適正な時価を求めており、鑑定評価には収益性も検討内容としております。
- ②居住用家屋の評価につきましては、木造、非木造それぞれに経過年数に応じた減点補正を評価替え年度に実施しております。
- ③償却資産につきましては、地方税法に基づき申告いただいております。現行の制度に基づく課税についてご理解いただきたいと存じます。
- ④固定資産税の免税点につきましては、地方税法の規定によるものでございますのでご理解いただきたいと存じます。
- ⑤土地の評価につきましては、国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて行っているため、標準地等の地点数や用途地域別の地点数が異なっております。固定資産税においては、地価公示や地価調査の地点も標準地として使用しており、効率化を図っております。

(2) 超過課税

課税の公平性・中立性を踏まえ、本市では住民税の超過課税の導入は予定

しておりません。

(3) 法定外目的税

課税の公平性・中立性を踏まえ、本市では法定外目的税の導入は予定しておりません。

(4) その他

①電子申告の促進については年々利用者が増加し、様々な税において機能も拡充しております。令和7年度から個人住民税の申告が電子化され、令和9年度からは納税通知書等の電子化も予定されております。今後も制度の一層の利便性向上とシステムの連携等に努めてまいります。

②譲与を受けた森林環境譲与税のうち令和元年度、令和2年度の2ヵ年分を市内の小学校の背面ロッカー等の木質化に活用しております。また令和6年度、令和7年度の譲与分につきましては、埼玉県産木材を活用し住宅改修を実施した市民に対する補助事業の財源として活用しております。なお、森林環境整備促進基金に積立てております森林環境譲与税につきましては今後、木材利用の促進や普及啓発等有効な活用を検討してまいります。

IV 地方のあり方

本市では、従来の総合振興計画を廃止し、令和6年10月に「行田市基本構想」を策定し、この基本構想に基づく市政運営を行っております。

本構想では人口減少の抑制とまちの活力を創出するため、重点政策として「子育て支援の強化と教育の充実」、「開発の促進と雇用の創出」、「交通インフラの整備」の3つの柱を掲げ、これらに関する施策を、つながりをもって一体的に展開する「新しい行田の好循環」に向けた取り組みを進めていくこととしております。

現在、本市では本構想に基づき、国に先駆けた3歳未満児の保育料無償化をはじめ、義務教育学校の設立に向けた学校再編の取り組みや企業誘致による雇用の創出、AI技術を活用した新たなデマンド交通の導入のほか、国道17号熊谷バイパスの高速道路化や市内へのインターチェンジ設置の早期実現を国に強く要望するなど、様々な取り組みを行っております。

今後も、「新しい行田の好循環」に向けて、社会情勢の変化などを的確に捉えながら、行田の未来を見据えた施策を積極的に推進し、まちの活力を創出してまいります。

V 租税教育の充実

学校教育においては、小・中学校の社会科の学習内容として、税について扱うことが定められております。税の種類や納税の義務等についての学習を通して、主権者として租税に関心がもてるよう配慮しております。

また、市内小・中学校では、行田税務署及び市の職員を講師とした「租税教室」の開催や、「税に関する絵はがきコンクール」や「税についての作文」への応募を行っております。

今後も次代を担う児童生徒が、民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、将来、納税者として社会や国等の在り方を主体的に考えることができるよう、租税教育の充実を図ってまいります。